

「申請に対する処分」 基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	公園施設管理許可	
根拠法令・条項	都市公園法 第5条第1項	
所 管 課	公園緑地部	公園監理課
審 査 基 準	<p>都市公園法 第5条 第1項及び第2項</p> <p>(公園管理者以外の者の公園施設の設置等) 第五条 第二条の三の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。 一 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの 二 当該公園管理者以外の者が設け、又は管理することが当該都市公園の機能の増進に資すると認められるもの</p>	
標準処理期間	標準処理期間	公園施設管理許可申請を受付してから2週間
	標準処理期間を設定できない理由	